第12 移送取扱所の基準(危政令第18条の2)

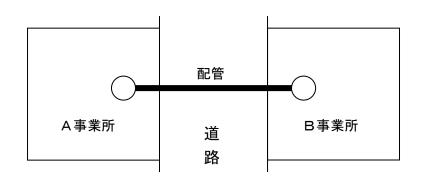
1 技術基準の適用

移送取扱所は、法令上、下記のとおり区分されている。

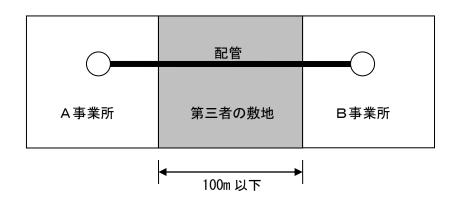
区分	危政令	危省令
移送取扱所	第18条の2第1項	第28条の2の9~第28条の51
過酸化水素を取り扱うもの等	第18条の2第2項	第28条の52、 第28条の53

【第12-1表 形態別法令早見表】

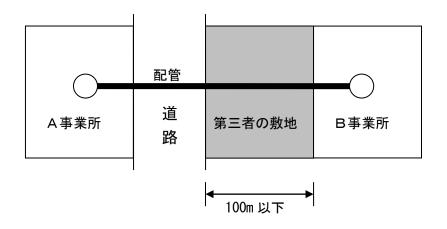
- (1) 危政令第3条第3号に規定する「配管及びポンプ並びにこれらに附属する設備(危険物を運搬する船舶から陸上への危険物の移送については、配管及びこれらに附属する設備)」が次に掲げる構造を有するものは、移送取扱所に該当しないものであること。(昭和49年4月25日 消防予第63号)ア 危険物の送り出し施設から受け入れ施設までの間の配管が一つの道路又は第三者(危険物の送り出し施設又は受け入れ施設の存する事業所と関連し、又は類似する事業を行うものに限る。以下同じ。)の敷地を通過するもので、次のア又はイを満足するもの。
 - (ア) 道路にあっては、配管が横断するものであること。
 - (イ) 第三者の敷地にあっては、当該敷地を通過する配管の長さがおおむね 100m以下のものであること。



【第12-1図 移送取扱所に該当しない例(その1)】

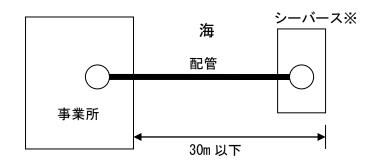


【第12-2図 移送取扱所に該当しない例(その2)】



【第12-3図 移送取扱所に該当しない例(その3)】

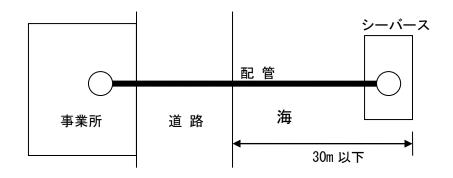
イ 危険物の送り出し施設又は受け入れ施設が桟橋に設けられるもので、岸壁からの配管(第一石油類を移送する配管の内径が300m以上のものを除く。)の長さがおおむね30m以下のもの。



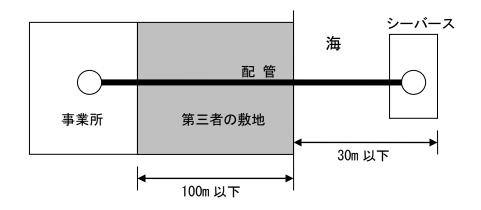
※**シーバース・・・**タンカーの係留のように沖合に桟橋、ドルフィン又はブイなどの係留施設を設け、陸岸とは、海底等に敷設したパイプラインにより輸送を行う施設。

【第12-4図 移送取扱所に該当しない例(その4)】

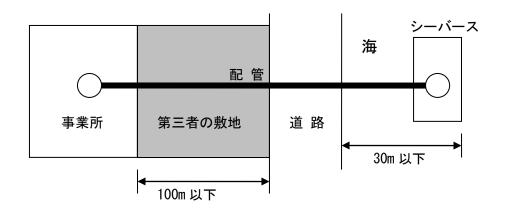
ウ (1) 及び(2) の要件を満たすもの。



【第12-5図 移送取扱所に該当しない例(その5)】



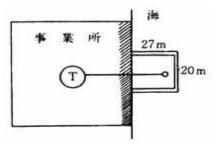
【第12-6図 移送取扱所に該当しない例(その6)】



【第12-7図 移送取扱所に該当しない例(その7)】

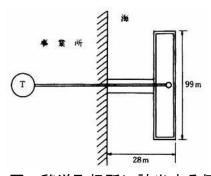
(2) 次に掲げる構造を有するものは、移送取扱所に該当するものであること。 (昭和51年7月12日 消防危第23-10号)

ア 第1石油類の受入桟橋で移送する配管の内径が350mmであるが、コンクリート製で周囲に高さ20cmのダイクを設けて漏えい防止のあるもの。



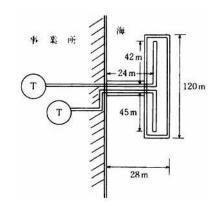
【第12-8図 移送取扱所に該当する例(その1)】

イ 第1石油類の受入桟橋で配管の内径が300mm以上であるが、コンクリート製で周囲に高さ25cmのダイクを設けて漏えい防止のあるもの。



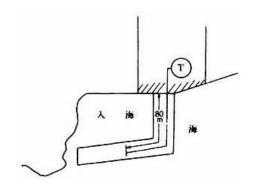
【第12-9図 移送取扱所に該当する例(その2)】

ウ 第2石油類の払出桟橋で各々200mm未満の配管内径であるが、L字型 の延長は30mを超えるものについて、コンクリート製で30cmのダイク があるもの。



【第12-10図 移送取扱所に該当する例(その3)】

エ 第3石油類の受入配管(内径100mm)で入海の防波堤上に延長80cm 敷設してあるもの。



【第12-11図 移送取扱所に該当する例(その4)】

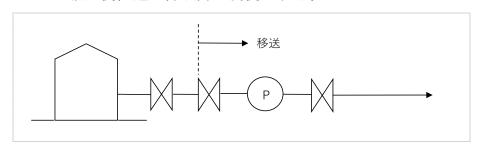
2 許可数量の算定

- (1) 1日に移送する危険物の量の総計とすること。
- (2) 複数の配管で1件許可をしたものにあっては、それぞれの配管で移送される危険物の量を合算した数量とすること。

3 移送取扱所の範囲

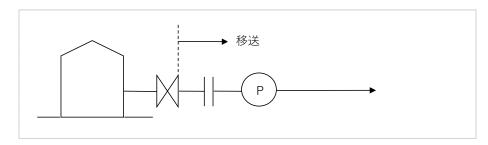
移送取扱所の範囲は配管、ポンプ及びこれらに付属する設備とし、次によること。

- (1) 払出し側
 - ア 貯蔵タンクからの払出し
 - (7) ポンプ吸込側直近の弁以降下流側とする。



【第12-12図】

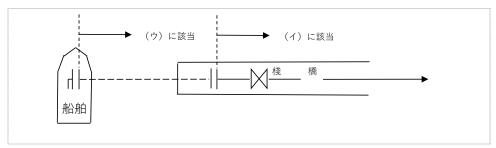
(イ) 前(ア)の弁が貯蔵タンクからの払出元弁(タンク付属)の場合は、 当該弁に至る配管以降下流側とする。



【第12-13図】

イ 船舶からの陸上への払出し

- (ア) 船が離れた場合に残る施設(ホース、ローディングアーム等)は含む ものとする。
- (イ) ホース、ローディングアーム等が船の付属物の場合は、陸上側フランジ以降下流側とする。
- (ウ) ホース、ローディングアーム等が陸上施設の付属物の場合は当該ホース、ローディングアーム等の先端以降下流側とする。

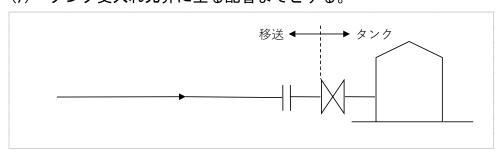


【第12-14図】

(2) 受入れ側

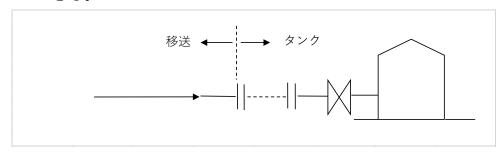
ア 1のタンク等に受入れる場合

(ア) タンク受入れ元弁に至る配管までとする。



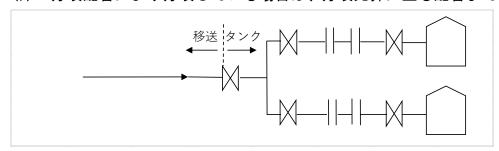
【第12-15図】

(イ) タンク受入れ元弁より上流側に可とう管が挿入されている場合は、当該可とう管の上流側のフランジ等に接続された配管までとすることができる。



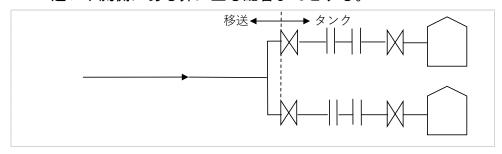
【第12-16図】

- イ 2以上のタンクに分岐配管により受け入れる場合
 - (7) 分岐配管により分岐している場合は、分岐元弁に至る配管までとする。



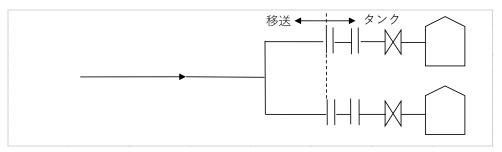
【第12-17図】

(イ) 分岐配管より分岐しており、分岐元弁がない場合は、分岐点から最も 近い下流側にある弁に至る配管までとする。



【第12-18図】

(ウ) 前(イ)の弁の上流側に可とう管が挿入されている場合は、当該可と う管上流側のフランジ等に接続されたフランジ又は弁までとすること ができる。



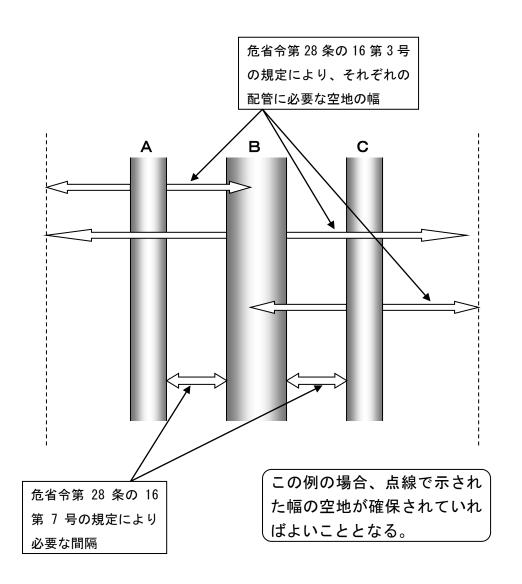
【第12-19図】

ウ 船舶に受入れる場合 前ア及び前イ(イ)に準じる。

4配管の両側に保有すべき空地

(1) 二以上の移送取扱所を隣接して設置する場合、危省令第28条の16第3号の規定により配管の両側に保有すべき空地は、下図のとおりに確保すること。

なお、配管同士の間隔については、当該配管の維持管理上必要とされる間隔を有していればよいもの。



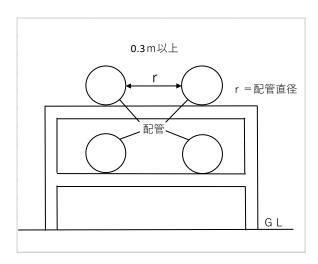
【第12-20図 配管の両側に保有すべき空地】

(2) 危省令第28条の16第3号ただし書きの保安上の措置とは、水密構造で 両端を閉鎖した防護構造物、危険物の流出拡散を防止することができる防火 上有効な塀等の工作物を周囲の状況に応じて、配管から流出した危険物に火 災が発生した場合又はその周囲の建築物等が火災になった場合に相互に延 焼を防止するために有効であり、かつ、消防活動上の支障がないことを事業 所に検証させ、当該検証内容を適当と認めたものとする。(平成23年12 月1日消防危第273号)

5 地上設置配管と他の工作物との関係

危省令第28条の16第7号の規定による配管と他の工作物との間に維持 管理上必要な間隔は、次によること。

- (1) 配管の外径が0.3mm以上の場合は、0.3m以上とすること。
- (2) 配管の外径が O. 3 m未満の場合は、当該配管の外径以上とすること。
- (3) 配管を多段式のラック等に敷設する場合には、ラック下端と下段配管上端との間隔は、容易に点検等ができる間隔とすること。



【第12-21図 地上設置配管と他の工作物との関係】

6 危険物の受入口及び払出し口

- (1) 危険物の受入れ口及び払い出し口については、危政令第11条第1項第10号「注入口」を参照のこと。
- (2) 移送取扱所の配管と屋外タンクの附属配管との接続部分に受入油の油種が異なる都度人為的にフランジで接続替えするためのマニホールド切り替えアームを設ける場合は、危省令第28条の50の規定に適合するものであること。(昭和55年3月4日消防危第30号)